

財 稅 第 324 号
令和 7 年 12 月 2 日

静岡県宅地建物取引業協会 様

静岡県財務部税務課長

不動産取得税に係る納期限の変更及び「不動産取得税について（事前のお知らせとお願い）」の郵送終了について（周知依頼）

日頃、県税につきまして御協力いただきありがとうございます。
のことについて、以下のとおり取扱いの変更を予定していますので、貴会会員等への周知に御協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

記

1 納期限の変更

令和 8 年 4 月 1 日以降に課税する不動産取得税について、納期限の変更を以下のとおり予定しています。

納税通知書発出の時期	納期限
令和 8 年 3 月 31 日まで (現状)	納税通知書発出日の属する月の末日 (例 : R8. 3. 10 発出の場合、R8. 3. 31 納期)
令和 8 年 4 月 1 日以降 (変更後)	納税通知書発出日の属する月の <u>翌月の末日</u> (例 : R8. 4. 10 発出の場合、R8. 6. 1 納期)

* 上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合はその翌日

2 「不動産取得税について（事前のお知らせとお願い）」の郵送終了

納期限の変更に伴い、現状、課税額が高額となる方に郵送している「不動産取得税について（事前のお知らせとお願い）」（別添参照）については、令和 8 年 3 月 31 日までに課税する不動産取得税の分をもって郵送を終了します。

担当 : 課税班 兼子
電話 : 054-221-2041